

HoloD 利用規約

2020年7月21日

H2L株式会社

HoloD利用規約 第1章 総則

第1条(利用規約の適用)

1. H2L株式会社(以下、「当社」といいます。)は、HoloD利用規約(以下、「本利用規約」といいます。)を定め、本利用規約に基づき、HoloDレンタルサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。
2. 本利用規約は、当社と本サービスの提供を受ける利用者(以下、「契約者」といいます。)との間の本サービス提供に関する契約(以下、「本契約」といいます。)に適用されます。契約者は本利用規約を遵守して本サービスを受けるものとします。

第2条(サービスの内容)

本サービスは、当社が契約者に対し、リモートワークシステム「HoloD」を利用するための機器(以下、「本機器」といいます。)を貸し出し、本機器に付随するソフトウェア(以下、「本ソフトウェア」といいます。)の使用を許諾するサービスです。

第3条(本利用規約の変更)

1. 当社は、法令の改正、社会情勢の変化その他の事情により、本利用規約または本サービスの内容等を変更(本サービスの一部廃止を含みます。)する必要がある場合には、契約者に対し、当該変更の内容および変更日を、変更日の1ヶ月前までに当社が定める方法で通知します。
2. 契約者が当該変更不同意の場合には、変更日の1週間前までに、その旨を当社所定の方法で当社に通知してください。その場合には、変更日の前日をもって、本サービス契約は終了します。
3. 契約者が前項の通知をしない場合、民法(明治29年法律第89号)第548条の4に基づき、貴社には変更後の本利用規約または本サービスの内容が適用されます。

第2章 契約

第5条(契約の条件)

当社は、本利用規約の他に、必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、特約は本利用規約の一部とみなされ、契約者は本利用規約とともに特約を遵守するものとします。

第6条(契約期間)

本契約の期間は、申込書に記載された期限までとします。

第 7 条(業務の委託等)

1. 当社は、本サービスの一部、またはすべてを第三者(以下「業務委託先」といいます。)に委託することができることとします。
2. 契約者は、当社が本サービスを提供するにあたって、契約者の情報を業務委託先に開示することを承諾するものとします。

第 8 条(契約者の遵守事項)

1. 契約者は、本サービスの利用に関し、本機器および本ソフトウェアについて、次の各号を遵守するものとします。
 - (1) 契約者は、本機器および本ソフトウェアについて、第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと。
 - (2) 本機器および本ソフトウェアを当社の承諾なしに停止、移動、取り外し、削除、変更、分解、損壊、分析（本ソフトウェアのリバースエンジニアリングを含みます。）をしないこと。
 - (3) 本機器および本ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること。
 - (4) 本機器およびソフトウェアを、本サービスを利用する以外の目的で使用しないこと。
2. 契約者は、前項の規定に違反して本機器または本ソフトウェアを紛失または毀損した場合、当社が本機器または本ソフトウェアの修理、復旧または修補に要した費用、修理、復旧または修補が不可能である場合は、代替品の調達に要した費用、その他契約者の違反により当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を負担するものとします。

第 9 条(利用責任者)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり責任者（以下、「利用責任者」といいます。）を指名し、当社に届け出るものとします。利用責任者は、当社との連絡、協議の任にあたるとともに、本サービスの利用適正化を図るものとします。
2. 契約者は、利用責任者が交代した場合、またはその連絡先に変更があった場合、直ちに当社へ書面にて通知するものとします。通知なく、連絡が取れないことによつて生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

第 10 条(権利および義務の譲渡等)

契約者が、本サービスの提供を受ける権利等、本契約上の権利の一部または全部につき、当社の承認なく第三者に譲渡、貸与、質入等の行為をすること、および本契約に基づく義務を第三者に承継させることを禁止します。

第 11 条(非常事態時の利用の制限)

当社は、天災、事変等、非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、本サービス提供を制限する措置をとる場合があります。

第 12 条(契約申込)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下、「利用申込者」といいます。)は、当社所定の申込書を提出するものとします。
2. 利用申込者は、申込書、その他当社に提出が必要な資料に個人情報を記載する場合、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。

第 13 条(契約の成立)

1. 当社が、前条第1項に定める本サービスの利用申込（以下、「利用申込」といいます。）を承諾した場合、書面または電子メールにて通知します。本契約は、利用申込が当社によって承諾された日に成立します。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 利用申込者が、第 25 条(提供停止)第 1 項各号のいずれかに該当する場合。
 - (2) 利用申込者が、過去において第 25 条(提供停止)第 1 項各号のいずれかに該当したことがある場合。
 - (3) 利用申込者が契約申込書に虚偽の記載をした場合。
 - (4) 過去に、当社提供の他のサービスにおいて、利用規約違反等により提供停止、または契約解除の措置をうけたことがある場合。
 - (5) 利用申込者の指定した支払い口座につき、金融機関等により利用の差し止めが行われている場合。
 - (6) 前各号のほか、利用申込者による本サービスの利用が不相当と当社が判断する場合。
3. 当社が、申込を承諾しない場合には、申込者に対しその旨を通知しますが、その理由は開示しません。

第 14 条(契約者の名称等の変更)

契約者は、その名称、または住所等申込時に届け出た事項に変更があった場合（相続および法人の合併による場合を含みます。）は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

第 15 条(契約者による解約)

契約者は、当社に対し書面で通知することにより、本契約の全部または一部（特定のサービス品目）について解約することができます。この場合、解約日は、解約通知の書面を当社が受領した日が属する月の翌月末日とします。

第 16 条(当社による解除・解約)

1. 当社は、次の各号のいずれかの事由がある場合、あらかじめ契約者に通知することなく本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第 25 条(提供停止)第 1 項に基づき、当社が本サービスの提供を停止し、停止の日から 5 日以内に停止の原因となった事由が解消されない場合または停止の原因となった事由が解消されないことが明らかになった場合。
 - (2) 第 25 条(提供停止)第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められる場合。
 - (3) その他本契約の継続が不相当と判断される事由がある場合。
2. 前項により本契約を解除する場合、当社は契約者に対しその旨を通知します。
3. 当社は、本機器の手配または保守が困難と判断した場合には、1ヶ月前までに契約者に通知することにより、本契約を解約できるものとします。
4. 当社は、3ヶ月前に契約者に通知することにより、本サービスを終了することができ、その場合、本契約は本サービス終了時に終了します。

第 17 条(契約の自動更新)

契約者または当社のいずれかが、第 6 条で定める利用期間の終了日の 1ヶ月前までに、当社所定の書面による本契約終了の意思表示をしない限り、提供プランに関わらず、本契約は同一の条件で更に 1ヶ月自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。累計の利用期間が別紙 1 に規定する期間に達した場合、月額利用料金に変更されることがあります。

第 18 条(契約終了時の措置)

1. 本契約が終了した場合、契約者は、当社の指示に従い当社の指定する期間内に、本機器および本ソフトウェアを自己の費用で返却します。なお、返却される本機器に蓄積されたデータがある場合、そのデータを消去して返却するものとします。万一、返却された本機器にデータが残存し、その残存データの漏洩等に起因して契約

者または第三者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負いません。

2. 契約者は、前項の期間内に本機器および本ソフトウェアを返却しない場合、返却が遅れた期間に相当する利用料金額の倍額を違約金として支払うものとします。

第 3 章 本機器の貸与・使用

第 19 条(本機器の貸与・引渡し)

1. 当社は、契約者に対し、本機器を賃貸し、契約者はこれを借り受けるものとします。本機器の所有権は、当社に帰属します。
2. 本物件貸与の期間は、利用契約の有効期間と同一とします。
3. 本機器の賃料は、第26条に定める本サービスの料金に含まれるものとします。
4. 当社は、本機器を当社指定の手段にて配送し、契約者が受領したことにより、引渡しが完了したものとします。
5. 当社は、利用者に対して、引渡し時において、本機器がメーカー所定の仕様のとおり機能または性能を備えていることのみを保証し、本機器の利用者の使用目的への適合性その他の保証はしないものとします。
6. 契約者が、本機器を受領した後 7 日以内に、当社に対して、本機器の性能に欠陥がある旨の通知をなさなかった場合、本機器は正常な性能を備えた状態で契約者に引き渡されたものとみなします。
7. 本契約が終了したとき、契約者は、終了後2週間以内に本機器を当社へ返還するものとします。
8. 前項の返還の際、本機器に通常使用を原因としない異状もしくは劣化、または故意もしくは重過失による破損があるとき、当社は契約者に対して修理、修復の費用を請求できるものとします。ただし、修理または修復が困難な場合には、本機器の調達費用を請求することができるものとします。

第 20 条(本機器の使用・保管)

1. 契約者は、本機器を善良なる管理者の注意をもって、使用・保管するものとします。
2. 本機器の使用、保管に起因して第三者に人的または物的損害が発生した場合は、契約者の責任において、当該第三者の損害を補償するものとします。

3. 契約者は、当社の書面による承諾を事前に得ない限り、以下の行為をすることはできません。
 - (1) 本機器に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、またはすでに付着しているものを取り外すこと
 - (2) 本機器の改造、または性能・機能を変更すること
 - (3) 本機器を本来の用途以外に使用すること
 - (4) 本機器を、当社の許可なく第三者に譲渡、賃貸もしくは担保に供すること
4. 本機器が、使用方法、取り扱いの不備など、契約者らの責に帰すべき原因により毀損した場合、契約者は当社に対して、復旧または修理に要する費用を負担するものとします。また、復旧または修理が不可能である場合は、本機器の調達費用を損害として契約者が負担するものとします。
5. 契約者らの責に帰すべき事由により、本物件が盗難または滅失した場合、契約者は当社に対して、本物件の時価相当額を支払うものとします。

第 21 条(本機器の保守)

1. 本契約の期間中に、本機器がメーカー所定の仕様に従って作動しない場合(本ソフトウェア以外の付属ソフトウェアに起因する場合、本機器に接続しているメーカー指定以外の機器または消耗部品に起因する場合、または消耗部品の自然消耗、磨耗、または劣化による場合を除きます)、当社は本機器を修理または代替機器に交換するものとします。ただし、契約者らの故意・過失その他契約者らの責に帰すべき事由により問題が発生した場合は、この限りではありません。
2. 当社が前項に従って本機器を修理または代替機器に交換する場合、当社は、後出しセンドバック方式による代替機器の提供をするものとし、利用者は代替機器に自己の費用と責任で本機器のすべての記憶媒体内のデータを移動させるものとします。
3. 第 1 項の本機器の修理または取り替えに過大の費用または時間を要する場合、当社は本契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、本機器の不具合または本機器の使用によって生じた直接もしくは間接の損害、または記憶媒体内に記憶されたいかなるプログラムもしくはデータに関する損害について、いかなる責任も負いません。
5. 当社または本機器のメーカーは、契約者に対し、本ソフトウェアその他付属するソフトウェアの不具合を修正するためのプログラム、または不具合を修正したその付属ソフトウェアを公開することがあります。契約者は、かかる公開があった場合、すみやかに、自己の責任と費用負担により、かかるプログラムまたは付属ソフトウ

ウェアを本機器に適用するものとします。

6. 本機器の不具合に関し当社が本サービスにて負う義務または責任は、本条に定めるものに限りません。

第4章 ソフトウェアの取り扱い

第22条(著作権等)

1. 契約者に提供されるソフトウェアおよびその他の各種情報(以下、「ソフトウェア等」といいます。)については、その著作権、知的所有権のすべてを当社、または当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が保有します。
2. 契約者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用し、これ以外の目的での利用はできないものとします。

第23条(データ等の滅失)

契約者に提供されるソフトウェア等により契約者のデータ等が、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

第5章 提供中止および提供停止

第24条(提供中止)

1. 当社が次の各号いずれかに該当すると判断した場合、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社の設備の保守上、または工事等やむを得ない場合。
 - (2) 当社の設備の故障等やむを得ない場合。
 - (3) 天災、事変等、非常事態が発生、または発生する恐れがある場合。
2. 当社が、前項の規定により、本サービスを中止する場合、契約者に対し、その旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。但し、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。尚、これにより契約者に損害が発生した場合、当社は責任を負いません。

第25条(提供停止)

1. 契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は本サービスの全部、または一部の提供を停止します。
 - (1) 本契約に基づく債務を履行しなかった場合。
 - (2) 本利用規約に違反した場合。

- (3) 当社に損害を与えた場合。
 - (4) 本サービスの運営を妨害、または当社の名誉または信用を著しく毀損した場合。
 - (5) 契約者が、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始または破産手続開始の申立てをされるか、もしくは自ら行った場合、またはそのおそれがある場合。
 - (6) その他、契約者に本サービスを提供することが不相当と当社が判断する場合。
2. 契約者が、前項各号に該当する行為を行っているか、またはその合理的な疑いがあると判断される場合、当社は事前の通知なく、本サービスの全部もしくは一部の提供を停止し、または停止の為に必要な措置を取ることがあります。これにより契約者に損害が生じた場合について、当社は一切の責任を負いません。

第 6 章 料金等

第 26 条(料金等)

本サービスの料金は、別紙 1 に定めるとおりとします。

第 27 条(課金開始日)

本サービスの課金開始日は、第 19 条(機器の引渡し)に定める本機器の引渡し完了日とします。ただし、トライアル期間を設定する場合には、引渡し完了日の1ヶ月後とします。

第 28 条(料金等の支払義務)

1. 契約者は、第 26 条(料金等)の料金を支払う義務を負います。
2. 契約者が第 25 条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合、当社は本サービスの料金の算出について、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。
3. 契約者の要請により、当社が本利用規約に定める本サービスの範囲外の役務を提供した場合、契約者は、当社の請求する対価を別途支払うものとします。対価の額については、契約者と当社の合意により定めるものとします。

第 29 条(料金等の計算方法)

1. 本サービスの課金開始日が暦月の初日以外の場合、当該月の料金の額は日割りにより計算するものとします。本契約の終了日は原則として月末とし、終了日が暦月の末日以外の場合でも、当該月の月額料金全額を支払うものとします。

2. 契約者は、当初の契約期間が経過する以前に本契約が終了した場合、当該契約期間の満了までの期間に相当する料金の全額を、契約終了の日から 2 週間以内に一括して支払うものとします。

第 30 条(料金等の支払方法)

契約者は、料金等を申込時の契約者の申請により当社が承諾したクレジットカード払いまたは口座振替のいずれかの方法により支払うものとします。支払いに関する詳細は、契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項、または当社が指定する期日、方法によります。尚、契約者と収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合、当該当事者双方で解決するものとし、当社は責任を負いません。

第 31 条(割増金)

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 32 条(延滞損害金)

契約者から、料金、またはその他の債務について支払い期日を経過しても支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第 33 条(割増金等の支払方法)

契約者は、第 31 条(割増金)および、第 32 条(延滞損害金)の支払いについて、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 34 条(消費税)

契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合、消費税法および同法に関する法令の規定により、当該支払いについて消費税および地方消費税を付加し支払うものとします。

第 35 条(端数処理)

当社は、料金、またはその他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。

第 36 条 (集金代行の委託)

契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

第 7 章 損害賠償

第 37 条(損害賠償)

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、提供サービス品目に定めるハードウェア保守条件の保守サービスが提供不可となった場合、本サービスが提供不可と当社が知った時刻から起算して、連続して 24 時間以上提供不可だった場合に限り、損害の賠償をします。
2. 前項の場合において、契約者からの請求により、本サービスを利用できないことを当社が知った時刻から、当社が当該サービスの提供可能と確認した時刻までの時間を 24 で除した数 (小数点以下の端数は切り捨てます。)に、当該サービス料金の 30 分の1を乗じて得た額を、契約内容の月額料金の額を上限として賠償します。但し、契約者が当該請求を知りうることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合、契約者はその権利を失うものとします。

第 38 条(免責)

前条(損害賠償)の規定は、本サービスに関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は、契約者、その他いかなる者に対しても、本サービスの利用に関連して発生する損害について、前条(損害賠償)の責任以外は、法律上の責任か否か、並びに明示または黙示の責任か、および債務不履行、不法行為その他の法的構成を問わず、いかなる責任も負いません。但し、当社に故意、または重大な過失があった場合、本条は適用しません。

第 8 章 雑則

第 39 条(契約者の自己負担)

契約者は、本サービスの利用に関連して、契約者らが他の契約者、または第三者に対して損害を与えた場合、または契約者らが他の契約者または第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社は責任を負いません。

第 40 条(契約者の協力義務)

1. 当社は、次の各号いずれかに該当する場合、契約者に対し本サービス利用に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な契約者の設備等への立入調査等を行うことができます。
 - (1) 契約者による本利用規約の遵守状況を調査、確認するため必要な場合。
 - (2) 故障予防、または回復のため必要な場合。
 - (3) 技術上必要な場合。
 - (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合。
2. 契約者は、本サービスに係る電磁的記録が不正に作出される等、本サービスが不正に利用、または利用されようとしている場合、直ちに当社に通知し、本サービスの不正利用に関する当社の調査に協力するものとします。

第 41 条(守秘義務)

1. 契約者および当社は、本契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上、またはその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示、または漏洩してはならないものとします。但し、次の各号に該当する情報は機密情報に該当しないものとします。
 - (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている情報。
 - (2) 知り得た後、自己の責任によらず、公知・公用となっている情報。
 - (3) 相手方から知り得た時点で既に取得済みの情報。
 - (4) 自ら独自に開発した情報。
 - (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した情報。
2. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、必要な範囲内で相手方の秘密情報を開示することは妨げられません。
 - (1) 法令、または権限のある公的機関の要請により開示、または提供が求められた場合。
 - (2) 自らの役職員または弁護士、会計士、税理士その他の外部専門家に、法令上の守秘義務を負わない者には本条と同程度の守秘義務を課した上で開示する場合。

第 42 条(契約者情報の保護)

1. 当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報(以下「契約者情報」といいます。)を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用します。
2. 当社は、契約者情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護します。
3. 当社は、契約者情報を、本利用規約に明示された場合または法律上開示が認められる場合を除き、第三者に開示、提供しません。

第 43 条(残存条項)

第22条（著作権等）、第23条（データ等の滅失）、第31条（割増金）、第32条（遅延損害金）、第33条（割増金等の支払方法）、第37条（損害賠償）、第38条（免責）、第 41 条（守秘義務）、本条、第44条（管轄裁判所）および第45条（準拠法）については、本契約終了の後も効力を有するものとします。

第 44 条(管轄裁判所)

契約者と当社との間で、本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 45 条(準拠法)

本利用規約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

付則

本利用規約は、令和 2 年 7 月 21 日から実施します。

別紙 1 提供プランおよび料金表

プラン	月額利用料金 (税抜,1ユーザーあたり)	適用の条件 (契約ユーザー数 または 契約期間)
お試し	無料	初月1ヶ月
プレミアム	12,000円	30ユーザー以上 または 18ヶ月契約
スタンダード	15,000円	20-29ユーザー または 12ヶ月契約
ライト	20,000円	1-19ユーザー